

公共ライドシェア等について

令和7年1月10日

①自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)

地域の移動を担う交通手段

種類		特徴
バス	路線バス	路線やバス停、運行時刻を定めて定時・定路線で運行するバス。通勤・通学、通院など地域住民の生活に欠かせない公共交通機関。
	コミュニティバス	路線バスで対応しきれないニーズに応えるため、市町村が主体的に計画し、定時・定路線で運行するバス。
	デマンドバス	区域を定めて、利用者の要望に応じて、機動的に最短ルートを行ったり、利用希望のある地点まで送迎したりするバス。
タクシー	タクシー	子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのきめ細かいサービスを提供する公共交通機関。
	乗合タクシー	地域の生活交通を維持するため、タクシー事業者が自治体と連携して提供する乗合の運送サービス。定時・定路線からデマンドまで地域のニーズに応じて多様な形態で運行。
自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)		バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
道路運送法の許可・登録を要しないもの(共助)		地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。(収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車場料金、自発的な謝礼)

道路運送法第78条

自家用自動車を使用した有償運送としては、従前より道路運送法第78条第2号に基づく「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送／福祉有償運送）」がありましたが、地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設することが決定されました。

（道路運送法）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、**次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。**

三 **公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。**

自家用有償旅客運送 （道路運送法第78条第2号）

- ◆ **地方公共団体**の主宰する「地域公共交通会議」等で、関係者間で協議が調った場合に導入。
- ◆ **市町村、NPO法人等**が実施。（タクシー事業者も実施に協力可能）
- ◆ **交通空白地有償運送は乗車定員規定なし**。福祉有償運送は乗車定員10人以下。

自家用車活用事業 （道路運送法第78条第3号）

NEW !

- ◆ **国土交通省が指定**する、『タクシーが不足する地域、時期及び時間帯』で導入。
- ◆ **法人タクシー事業者**（一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者）が地域の自家用車や一般ドライバーを活用して実施。
- ◆ 乗車定員**10人以下**。

自家用車を活用する、いわゆる「ライドシェア」には、2つの種類があります！



自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号関係）

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者にすることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償（※）旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものです。

（※）実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲。

○実費の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされている。

- ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送 （住民等のための「自家用有償旅客運送」）

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、地域住民、観光旅客その他の来訪者の運送を行うもの

- 「路線」又は「区域」を設定
- 乗車定員規定なし



福祉有償運送 （身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」）

タクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等の輸送を行うもの

- 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（「区域」を設定）
- 乗車定員11人未満



- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する、有償の旅客運送。
- 省令において「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」を規定。

種類

※数値はR6.3.31時点

(交通空白地)
(福祉)

736団体、4635車両
2376団体、13565車両

利用者

(交通空白地)
(福祉)

地域住民・観光客
介護を必要とする者

提供体制

(運送主体)
(使用車両)
(ドライバー)

市町村、NPO法人等
自家用車(白ナンバー)
第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等



運送の対価

法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。

登録要件

- ① 安全体制を確保すること(運行管理・整備管理の責任者の選任等)。
- ② 地域の関係者(※)において協議が調うこと。

(※) 地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等

自家用有償旅客運送を実施する者

- ・市町村
 - ・NPO法人
 - ・一般社団法人又は一般財団法人
 - ・(地方自治法に規定する)認可地縁団体
 - ・農業協同組合
 - ・消費生活協同組合
 - ・医療法人
 - ・社会福祉法人
 - ・商工会議所
 - ・商工会
 - ・労働者協同組合
 - ・営利を目的としない法人格を有しない社団
- ※道路運送法施行規則第48条参照

自家用有償旅客運送を実施する者には、必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者の選任等)が求められます!



自家用有償旅客運送の登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者(※)の協議

【地域公共交通会議(旧「運営協議会」を含む)】

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

※関係者：関係地方公共団体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、バス・タクシーの運転者が組織する団体、その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

(市町村又は都道府県に権限が移譲(※)されている場合は、当該市町村又は都道府県)

【有効期間】2年(重大事故を起こしていない場合等は3年、事業者協力型を行う場合等は5年)

※権限移譲先：埼玉県、栃木県、東京都江東区、神奈川県横浜市、神奈川県大和市、茨城県五霞町

自家用有償旅客運送登録後

有効期限の更新

登録時に付された登録期限を更新するための申請。(更新の際も交通会議などでの合意が必要)

登録事項の変更

地域における関係者の協議を経て、変更登録申請。(軽微な変更の場合は変更届出)

実績報告の提出

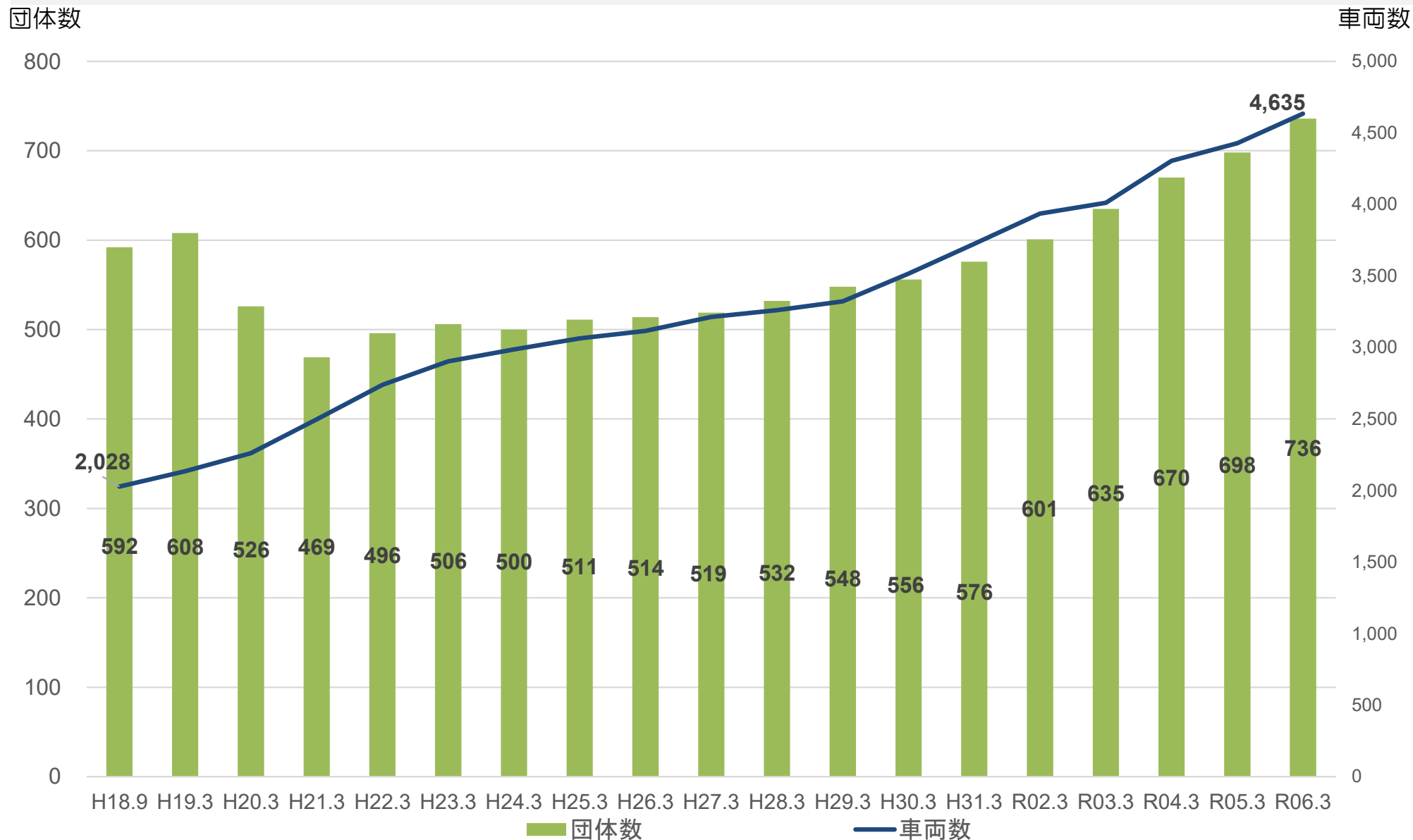
毎年、前年4月1日から3月末までの実績を「輸送実績報告書」に記載し5月末までに運輸支局等に提出。

指導・監督

安全体制の確保状況について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

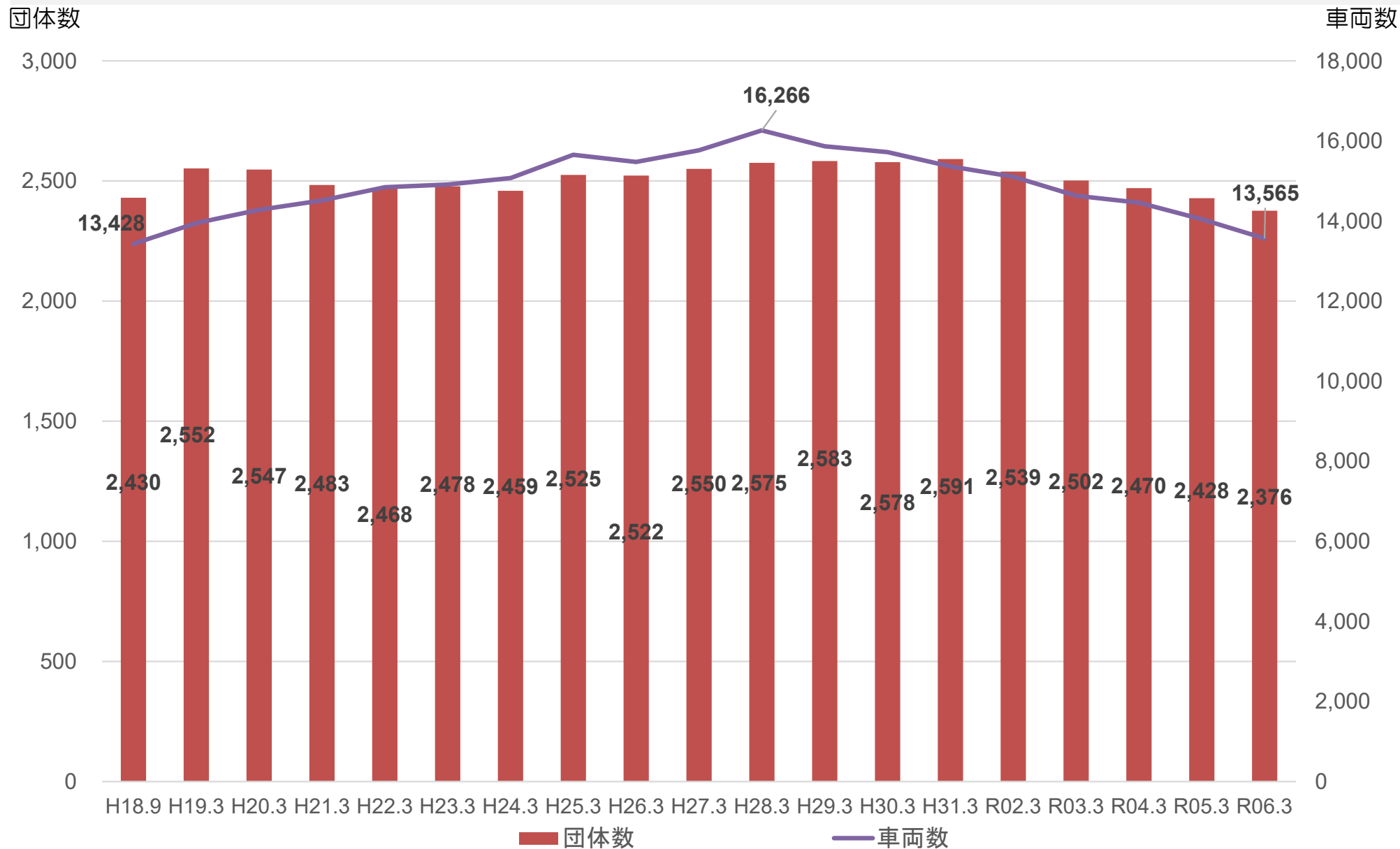
交通空白地有償運送 団体数・車両数の推移

- 交通空白地有償運送の導入率は35%（全国1,741市区町村の内602市区町村）
- 交通空白地有償運送の車両数は増加傾向にある。



福祉有償運送 団体数・車両数の推移

- 福祉有償運送はきめ細かな対応が必要のため、市町村よりNPO等が主体となるケースが多い。
- 福祉有償運送の車両数はほぼ横ばいである。



② 道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

- ①無償運送について
 - 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
 - **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
 - **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
 - **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
 - **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

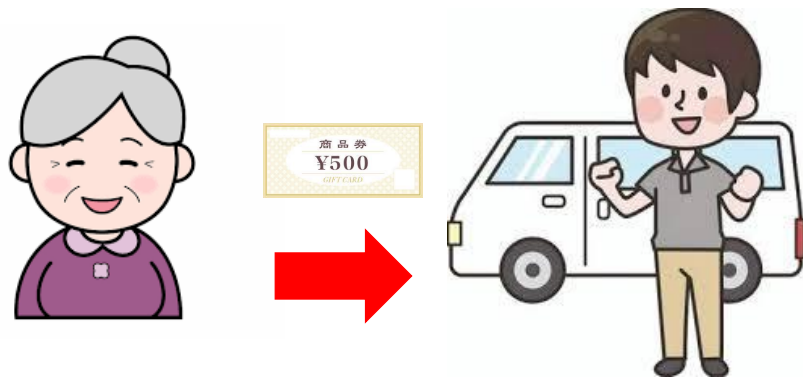
①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い

(実費とは以下の項目を指します)

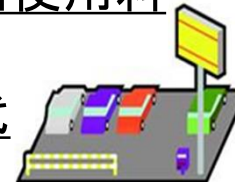
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料



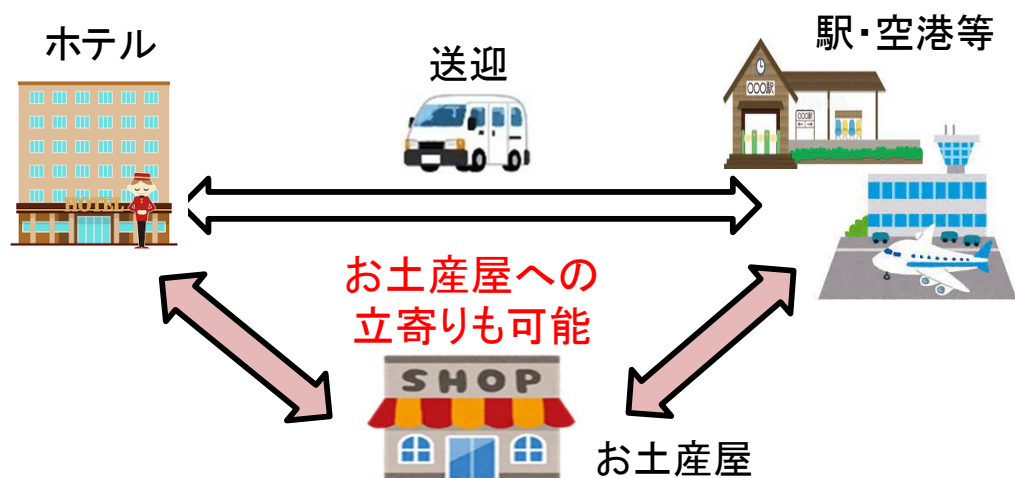
⑤運送を行うために発生した車両借料



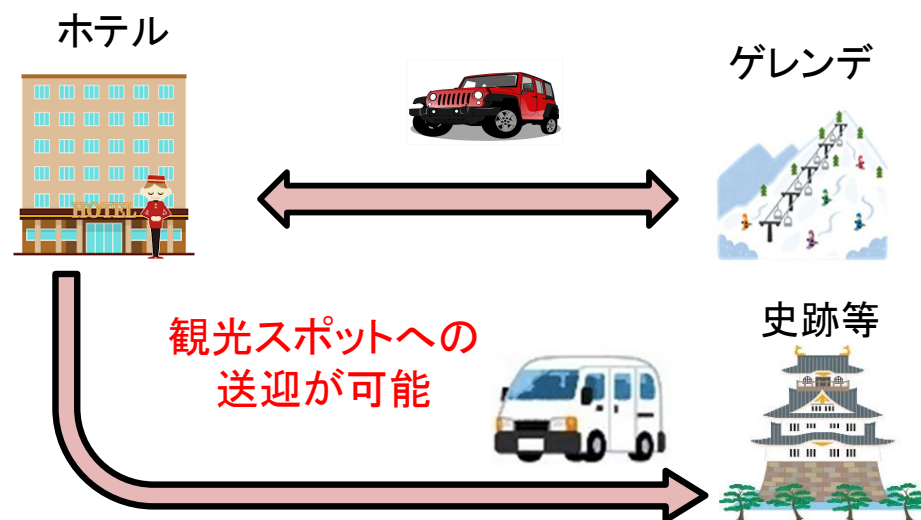
②宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、**送迎に対する反対給付がない場合**に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。

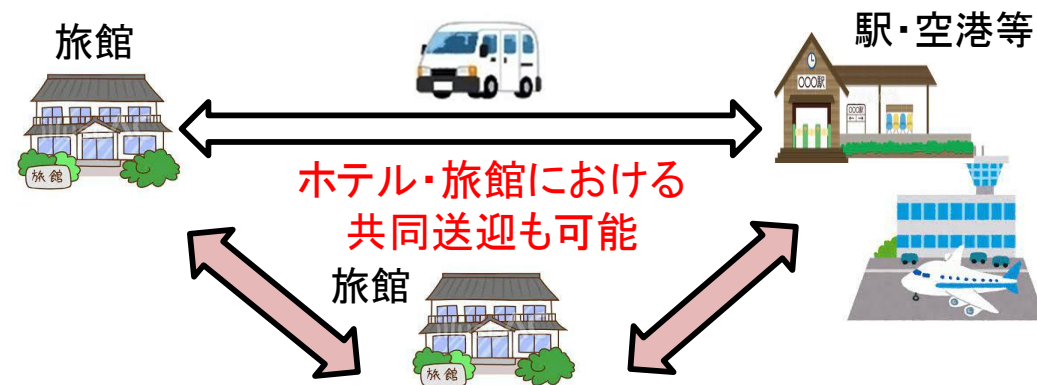
駅・空港等との送迎途中での
お土産屋を含む複数施設への立寄り



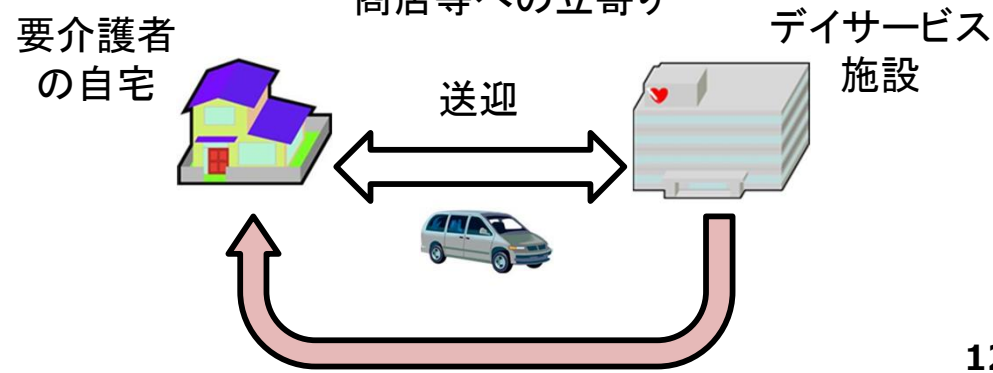
近隣施設・観光スポットへの送迎



ホテル・旅館組合による共同送迎

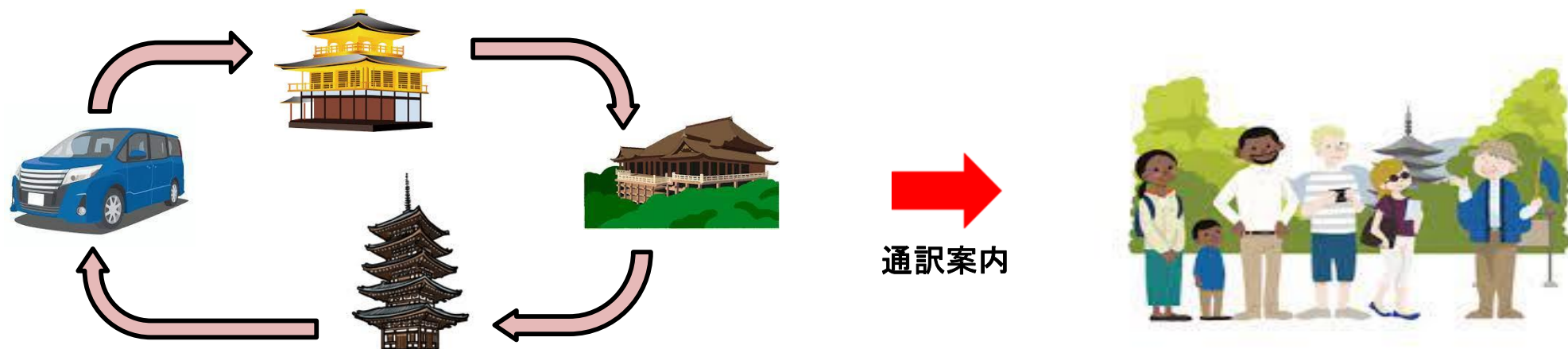
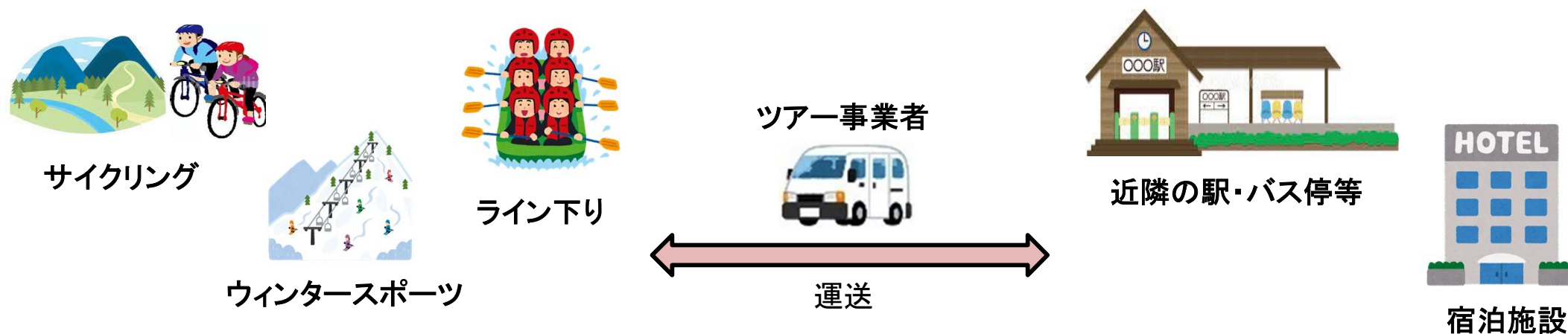


施設と自宅との送迎途中での
商店等への立寄り



③ ツアー＆ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



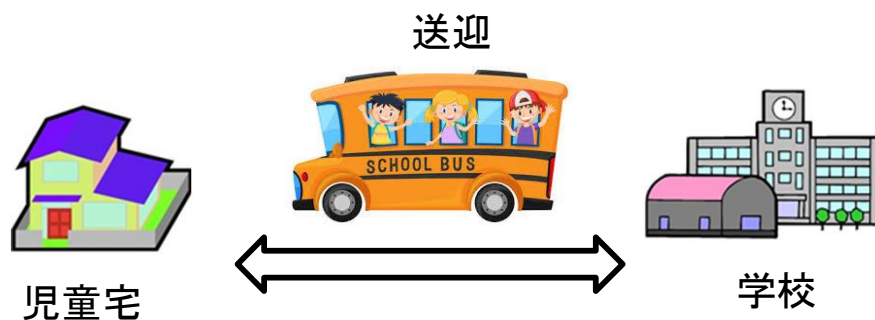
※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④ 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

- 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

1ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。



送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円



送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて(平成9年6月17日付自旅第101号)」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等はありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)

